

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【規則】

○ 岡山県財務規則の一部を改正する規則

（県例規集登載）

会計課

### 【告示】

○ 公有財産の標示の廃止

（県例規集登載）

財産活用課

### 【教育委員会】

○ 岡山県教育財産管理規則の一部を改正する規則

（県例規集登載）

教育委員会

## 目次

担当課（室）

◎岡山県規則第六号

岡山県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年一月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県財務規則の一部を改正する規則

岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）の一部を次のように改正する。  
 第九十条第一項を削り、同条第二項中「若しくは県事務所」の下に「教育委員会」を加え、「及び警察本部」を「教育委員会の所属に属する公有財産を課若しくは県事務所又は警察本部の所属に移すこと及び警察本部」に、「又は県事務所」を「若しくは県事務所又は教育委員会の」に改め、同項を同条とする。

第九十一条第二項中「前条第二項」を「前条」に、「同項」を「同条」に改める。  
 第九十六条中「所管換え」を削る。

第九十七条及び第九十八条を次のように改める。

**第九十七条及び第九十八条 削除**

第二百四条第二項を削る。

第二百五条中第三号から第五号までを削る。

第二百六条中「している課長」の下に「教育長」を加える。

第二百九条第一項中「者は」の下に「、知事が必要と認める事項を記載した申請書に  
 関係図面その他必要な書類を添付して」を加え、「行政財産使用許可申請書（様式第百  
 十一号）を」を削る。

第二百七条中「の規定」を「（第一号を除く。）の規定」に改める。

第二百九条を次のように改める。

**第二百九条 削除**

第二百二十一条を次のように改める。

**第二百二十一条 削除**

第六章第四節中第二百五条の次に次の一条を加える。

（公有財産管理システムによる手続の特例）

**第二百五条の二** この章に定める台帳（第九十五条の公有財産台帳、第二百十三  
 条の行政財産使用台帳及び第二百十八条の公有財産貸付台帳をいう。以下この条にお  
 いて同じ。）に関する手続については、公有財産管理システム（電子計算機を利用し  
 て台帳に関する事務の処理を行うシステムをいう。）により行うことができるものと  
 する。

別表第七土地の項中

（行政財産）	
敷地	平方メートル
庁舎敷地	平方メートル
公舎敷地	平方メートル
試験農場	平方メートル
演習林	平方メートル
道路	平方メートル
水路敷地	平方メートル
ため池用地	平方メートル
公園	平方メートル

を

# 令和7年1月31日 岡山県公報 号外

各区分に共通	区 分	増	減	摘 要
購入 寄付 譲与（入） 新規登録 県に帰属 代物弁済 所属変更 取消し （何々）から			所属変更 取消し （何々）へ整	没収、取得、時効の完成その他法令の規定によつて県有となつたとき。 根拠となる契約又は規定等の題名を冠記する。 同一県事務所等内において用途変

の項中「立木竹」の下に「(庁舎敷地その他知事が別に定める敷地にあるものを除く。)」を加え、「庭木その他の」を削る。  
 別表第八を次のように改める。  
**別表第八（第百九十五条関係）**  
 公有財産増減事由用語表

敷地	庁舎敷地	公舎敷地	試験農場	演習林	道路	水路敷地	ため池用地	公園	広場	緑地
平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル

に改め、同表立木竹

広場	緑地	宅地	耕地	森林	原野	牧野	池沼	雑種地
平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル

他の種目に属しないもの

令和7年1月31日 岡山県公報 号外

<p>立木竹</p>	<p>土地</p>		
<p>交換 収用 新植 移植 実査</p>	<p>交換(入) 収用 埋立て</p>	<p>整理替え 用途・種目・ 地目変更 誤記訂正</p>	<p>更を伴わないで、所属口座に異動 (分割を含む。)のあつたとき。</p>
<p>交換 収用 盗伐 移植 実査</p>	<p>分筆 交換(出) 喪失 収用</p>	<p>理替え 誤記訂正 売払い 譲与(出) 出資 返還</p>	<p>法令又は契約により返還したとき。 普通財産を行政財産へ編入したとき。 行政財産の用途を廃止して財産活用課長に引き継がないとき。</p>
<p>交換 喪失 収用 伐採 盗伐 移植 実査</p>	<p>土地改良事業 (土地区画整理事業)のた め引渡し 実測 公共物へ変更</p>	<p>公共物から変 更</p>	<p>焼失の事由で滅失したときを含む。 実査の結果、材積に増減があつたとき。</p>
<p>公共物から変</p>	<p>土地改良事業 (土地区画整理事業)によ る換地 実測 公共物から変 更</p>	<p>台帳価格改定 (増)</p>	<p>公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)によつて所有権を取得したとき。 道路等へ変更したとき。</p>
<p>公共物へ変更</p>	<p>土地改良事業 (土地区画整理事業)のた め引渡し 実測 公共物へ変更</p>	<p>台帳価格改定 (減)</p>	<p>更を伴わないで、所属口座に異動 (分割を含む。)のあつたとき。</p>

令和7年1月31日 岡山県公報 号外

航空機	船舶	工作物	建物	更
種目変更 (何々)から	改測 属具取付け 改造 新造 種目変更 端数合算	更 公共物から変 改設 移設 増設 新設 交換	更 公共物から変 移築 改築 増築 新築 交換	更
目変更 (何々)へ種 喪失 焼失 取壊し	改測 属具除斥 改造 取壊し 焼失 喪失 端数切捨て 目変更 (何々)へ種	公共物へ変更 改設 移設 取壊し 喪失 交換	取壊し 公共物へ変更 移築 改築 喪失 交換	喪失 交換
	船舶の全面的改装又は一部を取り壊して改造したとき。	焼失の事由で滅失したときを含む。	建物の全部又は一部を取り壊して主としてその材料を使用し、更に元の位置に再築したとき。 建物の全部又は一部を取り壊して主としてその材料を使用し、異なる位置に建築したとき。	焼失の事由で滅失したときを含む。

令和7年1月31日 岡山県公報 号外

	新造 改造 属具取付け	改造 属具除斥	航空機の全面的改装又は一部を取り壊して改造したとき。
法第二百三十八条第一項第四号に掲げる権利	端数合算 設定	端数切捨て 喪失 (何々)により消滅	
法第二百三十八条第一項第五号に掲げる権利	登録	(何々)により消滅	
有価証券その他	(何々)から 種目変更 出資 出資金回収	(何々)へ種 目変更 喪失 焼失 出資金回収 出資金回収不能 資本減少	資本の減少を伴うものは含まない。 資本の減少を伴うものは含まない。

様式第一百一号を次のように改める。

様式第101号 削除

様式第百五号から様式第百七号までを次のように改める。

様式第105号から様式第107号まで 削除

様式百十一号を次のように改める。

様式第111号 削除

様式第百十六号及び様式第百十七号を次のように改める。

様式第116号及び様式第117号 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和七年二月一日から施行する。  
(経過措置)

- 2 この規則による改正前の岡山県財務規則に定める様式による用紙は、当分の間、所



◎岡山県告示第三十四号

公有財産の標示（昭和三十九年岡山県告示第三百三十号）は、廃止する。  
令和七年一月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太



令和7年1月31日 岡山県公報 号外

◎岡山県教育委員会規則第一号

岡山県教育財産管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
令和七年一月三十一日

岡山県教育委員会

岡山県教育財産管理規則の一部を改正する規則

岡山県教育財産管理規則（昭和四十二年岡山県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中第四号を削り、同条第五号中「移すこと」の下に「及び知事と教育委員会との間において公有財産の所管を移すこと」を加え、同号を同条第四号とする。

第四条第二項中「、所管換」を削る。

第七条中「について昭和三十九年岡山県告示第三百三十号（公有財産の標示）の定めるところにより標示」を「であることを明確にする標示を」に改める。

第八条及び第九条を次のように改める。

第八条及び第九条 削除

第十条に次の一項を加える。

2 財産管理者は、公有財産（教育財産を除く。）の所属替を受ける必要があるときは、その理由その他必要事項を明らかにして、財務課長を経由して総務部財産活用課長に申し出なければならない。

別表第二を次のように改める。

別表第二 教育財産増減事由用語表

区分	増	減	摘要
各区分に共通	購入 寄附 譲与（入） 新規登録 取消し 所属変更	取消し 所属変更	
土地	交換（入）	分筆 交換（出） 喪失	法令又は契約により返還したとき。
土地改良事業 （又は土地区		土地改良事業 （又は土地区	陥没、流失、決潰、倒壊、沈没等、 天災、朽廃その他の事由で滅失した とき。ただし、台帳には喪失の原因 を冠記する。（以下同じ。）

令和7年1月31日 岡山県公報 号外

	建物	工作物	立木竹	船舶
<p>交換 新築 増築 移築 公共物から変 更</p>	<p>画整理)によ る換地 実測 公共物から変 更</p>	<p>交換 新設 増設 移設 公共物から変 更</p>	<p>交換 新植 移植 実査 公共物から変 更</p>	<p>(何々)から 種目変更 端数合算 新造 改造</p>
<p>交換 喪失 移築 取壊し 公共物へ変更</p>	<p>画整理)のた め引渡 実測 公共物へ変更</p>	<p>交換 喪失 取壊し 公共物へ変更</p>	<p>交換 喪失 取壊し 移設 公共物へ変更</p>	<p>(何々)へ種 目変更 端数切捨て 喪失 焼失 取壊し 改造</p>
<p>焼失の事由で滅失したときを含む。</p>	<p>道路等へ変更したとき。</p>	<p>焼失の事由で滅失したときを含む。 建物の全部又は一部を取り壊して、 主としてその材料を使用し、異なる 位置に建築したとき。</p>	<p>焼失の事由で滅失したときを含む。 実査の結果、材積に増減があつたと き。</p>	<p>船舶の全面的改装又は一部を取り壊 して改造したとき。</p>

令和7年1月31日 岡山県公報 号外

地方自治法第 二百三十八条 第一項第四号 に掲げる権利	端数合算 設定	属具取付 改測
	端数切捨て 喪失 (何々)によ り消滅	属具除斥 改測

様式第二号を次のように改める。

様式第二号 別添

附 則

この規則は、令和七年二月一日から施行する。